

第廿九次定期同中啓動ニシタルトキハ常休三日ヲ共ツ其ノ有期期間ハ次期計算期間ノ  
 初日ヨリ一月以内  
 第十三次定期同ノ命令滿五十五才ニ達シタルトキハ修養トシ居職スルモノトス  
 第十四次定期同ノ命令ニ達シタル限別及貸付種類ハ別ニシテ定ムルモノトス  
 附則本規程ハ發表ノ翌日ヨリ施行ス  
 現在ノ監督及監督補ハ虚置ニ移用シ規ニ変ケル日從ノ五分ヲ減額給與スルニ  
 ノトス

昭和五年十月十五日 善視銀監 丸山鶴吉

5.10.16  
 152

第廿九次定期同中啓動ニシタルトキハ常休三日ヲ共ツ其ノ有期期間ハ次期計算期間ノ  
 初日ヨリ一月以内  
 第十三次定期同ノ命令滿五十五才ニ達シタルトキハ修養トシ居職スルモノトス  
 第十四次定期同ノ命令ニ達シタル限別及貸付種類ハ別ニシテ定ムルモノトス  
 附則本規程ハ發表ノ翌日ヨリ施行ス  
 現在ノ監督及監督補ハ虚置ニ移用シ規ニ変ケル日從ノ五分ヲ減額給與スルニ  
 ノトス

株式會社 東京電氣軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(重要案件)  
 二箇ニル件 (第四卷一十月十五日相違)

本書  
 (1) 本書は、東京電氣軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(重要案件)ノ経緯ヲ詳述スルモノトシ、  
 (2) 本書は、東京電氣軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(重要案件)ノ経緯ヲ詳述スルモノトシ、  
 (3) 本書は、東京電氣軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(重要案件)ノ経緯ヲ詳述スルモノトシ、  
 (4) 本書は、東京電氣軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(重要案件)ノ経緯ヲ詳述スルモノトシ、  
 (5) 本書は、東京電氣軌道株式會社ノ債金整理ニ伴フ紛議(重要案件)ノ経緯ヲ詳述スルモノトシ、